加工専用果実生産支援事業

果実加工品の新商品開発 や低コスト栽培確立に 補助金で支援!

【支援内容】

① 国産果実を原料とした新商品の開発

<消費者ニーズの把握>

例:商品開発に先立って、消費者のニーズをアンケート調査で把握する。

<試作品の試作>

例:国産果実を乾燥・包装し、カットフルーツやドライフルーツを試作する。





<試作品の評価調査>

(りんごカットフル―ツ)

(あんずセミドライ)

例:試作品の試食会を開いて、消費者の評価をとりまとめ、試作品の更な る改良につなげる。

② 加工用果樹の低コスト化栽培手法の確立

<栽培手法の検討>

例:検討会の開催や現地調査を行う。

サイズにこだ わらなければ 多収になるよ。 機械収穫に チャレンジし てみようか。

加工専用園地 が必要だね。

<栽培技術の実証>

例: ほ場を借り上げて、多収化・

省力化技術に取り組んでみる。

外観を気にし なければ、農 薬が減らせる ね。



加工原料なら 箱代や選別経 費がかからな いのね。

<栽培マニュアルの作成>

例: 栽培手法の検討・実証結果をとりまとめ、生産者へ普及させるための 低コスト栽培マニュアルを作成する。

注:①は②とセットで取り組むことが必要です。(②は単独でできます)

【補助対象者】

- •生産者団体、都道府県、独立行政法人、食品製造業者等。
- ・試験研究機関と食品製造業者等が共同で実施する場合は、いずれか が事業実施者として応募していただき、もう一方に委託等して実施して いただきます。

【補助額】

・1事業者あたり200万円を上限に定額(全額)助成します。 つまり、200万円までは自己負担なく取り組むことができます。

【事業の申請手続き・お問い合わせ】

•5月25日から公益財団法人中央果実協会が公募をしています。 中央果実協会の下記のホームページをご覧ください。

(http://www.kudamono200.or.jp/JFF/)

- ・事業を希望される皆様は、公募期間中に事業計画承認申請書を添えて 応募してください。
- ・公募審査により事業実施者を決定し、諸手続きを経て事業開始となります。また、事業期間は平成31年2月28日までです。
- 事業内容や申請手続き等は、下記の【問い合わせ先】にお尋ねください。

〔問い合わせ先〕

- 〇 公益財団法人 中央果実協会 (03-3586-1381)
- 〇 農林水産省 生産局 園芸作物課 (03-3501-4096)



こちらにもお気軽にご相談ください」